

自然災害等における 被災者支援制度

芦屋町
平成27年12月現在

①弔慰金・見舞金関係

制度名	根 拠	内 容	問い合わせ先																
1. 町 災害弔慰金	芦屋町災害弔慰金及び見舞金に関する条例	芦屋町災害弔慰金の支給等に関する条例の規定による災害弔慰金が支給されない火災、風水害等の災害により死亡した罹災者の遺族に対し支給 (20万円)																	
2. 町 災害見舞金	芦屋町災害弔慰金及び見舞金に関する条例	災害救助法の適用を受けるに至らない火災、風水害等の小災害による罹災者に対し支給 (住家または店舗の損害程度により見舞金の額が変わる。) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>区分</th> <th>住 家</th> <th>店 舗</th> <th>住家又は店舗の所有者</th> </tr> <tr> <td>全壊、全焼、流失</td> <td>150,000円</td> <td>80,000円</td> <td>80,000円</td> </tr> <tr> <td>半壊、半焼</td> <td>80,000円</td> <td>50,000円</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>床上浸水及びその他の小規模災害</td> <td>20,000円</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table>	区分	住 家	店 舗	住家又は店舗の所有者	全壊、全焼、流失	150,000円	80,000円	80,000円	半壊、半焼	80,000円	50,000円	50,000円	床上浸水及びその他の小規模災害	20,000円	-	-	⑧総務課庶務係 223-3572
区分	住 家	店 舗	住家又は店舗の所有者																
全壊、全焼、流失	150,000円	80,000円	80,000円																
半壊、半焼	80,000円	50,000円	50,000円																
床上浸水及びその他の小規模災害	20,000円	-	-																
3. 小災害救助金	芦屋町小災害救助金支給規程	災害救助法の適用を受けるに至らない火災、風水害等の小災害による罹災者に対し支給 (住家の損害程度や世帯人数により救助金の額が変わる。)																	

②税金

制度名	根 拠	内 容	問い合わせ先
1. 個人町県民税の減免	芦屋町税条例 芦屋町税条例施行規則	①災害により死亡した場合…全部免除 (災害を受けた日以後に納期の末日の到来する当該年度分の税額) ②災害により障害者になった場合…10分の9を減免 (災害を受けた日以後に納期の末日の到来する当該年度分の税額) 納税義務者(控除対象配偶者及び扶養親族を含む。)が所有し、直接居住の用に供する住宅または日常使用する家財が被害を受けた場合、災害発生後1年以内に納期の末日の到来する税額を減免 (※所得金額や損害の程度によって減免割合が異なる。) 納税義務者が収穫すべき農作物に被害を受けた場合、当年度分の農業所得に係る町民税の所得割の額を減免 (※所得金額や損害の程度によって減免割合が異なる。)	④税務課 223-3534 課税係 223-3535 納税係
2. 固定資産税の減免	芦屋町税条例 芦屋町税条例施行規則	一定規模以上の被害(全壊、半壊、床上浸水など)を受けた場合、被害を受けた日以後に納期の末日が到来する当年度分の税額を減免 (※損害の程度によって減免割合が異なる。)	
3. 国民健康保険税の減免	芦屋町国民健康保険税条例 芦屋町国民健康保険税条例施行規則	納税義務者及び同一世帯の被保険者の所有財産に損害が生じ、損害額(保険金等により償われる額を除いた額)がその財産価額の100分の30以上の場合減免 (所得金額や損害の程度により減免割合が異なる)	
4. 町税の納税猶予	地方税法	災害により町税を納付することができない場合は、一定期間その納税を猶予する	
5. 延滞金の減免	地方税法	災害等又は盜難によりやむを得ない事業がある場合は、町税に係る延滞金を減免する	

③町営住宅

制度名	根 拠	内 容	問い合わせ先
1. 町営住宅の特定入居.	芦屋町町営住宅設置及び管理条例	火災等で住居を失った場合、町営住宅に公募によらない「特定入居」ができる	⑥環境住宅課 町営住宅係 223-3540

④貸付制度

制度名	根 拠	内 容	問い合わせ先				
1. 生活福祉資金		<ul style="list-style-type: none"> ・総合支援資金(生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費) ・福祉資金(福祉費⇒限度額150万円、緊急小口資金⇒10万円以内) ・教育支援資金(教育支援費、就学支度費) ・不動産担保型生活資金(不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金) 	社会福祉協議会 222-2866				
2. 母子父子寡婦福祉資金	福岡県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則	災害により損害を受けた被災者に対する貸付および償還金の支払猶予	②健康こども課 子育て支援係 223-3537				
3. 災害復興住宅融資		<p>自然災害により住宅に被害が生じた被災者に融資を行う 融資限度額</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>基本</td> <td>1,650万円+特例510万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>730万円</td> </tr> </table>	基本	1,650万円+特例510万円	補修	730万円	住宅金融支援機構 0120-086-353
基本	1,650万円+特例510万円						
補修	730万円						

⑤福祉

制度名	根 拠	内 容	問い合わせ先
1. 保育料の納入期限の猶予、免除	芦屋町保育料徴収条例	災害その他特別な事情により、期限内に納付することが困難と認められる場合に猶予又は免除	②健康こども課 子育て支援係 223-3537

⑥その他 1

制度名	根 拠	内 容	問い合わせ先
1. 国民年金保険料の免除、納付猶予	国民年金法 国民年金法施行規則	天災等により保険料を納めることが著しく困難である場合、保険料の全額または一部を免除・納付猶予	
2. 後期高齢者医療保険料の減免、徴収猶予	福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例	災害等により損害を受け、保険料の納付が困難となり、一定の条件に該当する場合に減免、徴収猶予	
3. 後期高齢者医療の一部負担金の減免、徴収猶予	高齢者の医療の確保に関する法律 他	災害等により損害を受け、一部負担金の支払が困難となり、一定の条件に該当する場合に減免、徴収猶予	③住民課 保険年金係 223-3532
4. 国民健康保険の一部負担金の減免、徴収猶予	芦屋町国民健康保険一部負担金減免等取扱要綱 国民健康保険法	被災者の救済措置として、医療機関等での一部負担金の減免、徴収猶予を行うもの	
5. 小児慢性特定疾病医療費助成事業の一部負担額の減免		申請により、一部負担額を減免又は免除	宗像・遠賀保健福祉環境事務所 0940-36-2045

⑥その他 2

制度名	根 拠	内 容	問い合わせ先
6. 心身障害者扶養共済制度掛金補助	芦屋町心身障害者扶養共済制度条例	心身障害者扶養共済制度加入掛金の補助	
7. 特例介護給付費の支給に関する一部負担金の減免	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	サービス利用者負担額を政令で定める額の範囲内で減免	①福祉課 障がい者生活支援係 223-3530
8. 介護保険料の減免、徴収猶予	福岡県介護保険広域連合介護保険条例	災害により損害を受け、介護保険料の納付が困難となり、一定の条件に該当する場合に減免、徴収猶予	
9. 介護保険サービスの自己負担金の減免(特例給付)	福岡県介護保険広域連合介護保険利用者負担額減額免除取扱規程	災害により損害を受け、介護保険サービスの費用の自己負担が困難と認めるときに減免(特例給付)	①福祉課 高齢者支援係 223-3536
10. 老人措置費負担金の減免	芦屋町老人、障害者福祉関係費用徴収規則	被措置者または扶養義務者が災害等により収入の著しい減少等があるときに負担金の減免	
11. 災害廃棄物搬入費用の免除	遠賀・中間地域広域行政事務組合使用料条例	自然災害で発生した廃棄物をリーセンターに搬入する際の手数料の免除	⑥環境住宅課 環境衛生係 223-3538

12. 電気		使用停止(罹災家屋) 使用開始(新居)	九州電力折尾営業所 0120-986-102
13. 上下水道		使用停止(罹災家屋) 使用開始(新居)	北九州市水道局 お客様コールセンター 582-3031
14. ガス		使用停止(罹災家屋) 使用開始(新居)	契約している取扱店

〒807-0198

福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号

芦屋町役場 総務課 庶務係

電話 093-223-3572 FAX 093-223-3927

